国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

北陸地方整備局建政部
記　者　発　表

配布日時	令和７年５月３０日
取り扱い	１５時３０分　解禁

建設業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、下記のとおり、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく監督処分を行いました。

記

１．監督処分を受けた建設業者

建設業者名及び許可番号	代表者氏名	所在地
株式会社綿半工務 国土交通大臣許可（般・特－04）第28499号	横山　大二	新潟県新発田市新栄町３丁目４－１１

２．処分年月日
令和７年５月３０日

３．処分の内容

建設業法第２８条第１項の規定に基づく指示処分
１　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
①今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
②工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
③建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
２　前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

４．処分の原因となる事実

株式会社綿半工務が元請として請け負った沖縄県中頭郡中城村地内の住宅解体工事現場で令和５年２月１８日、車両系建設機械が転倒し、その際にコンクリート圧砕機及びつり上げた資材が作業員に当たり死亡する事故が発生した。
この件について、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるに当たり、すべての関係請負人が参加する協議組織の設置及び運営を行わず、作業場所の巡視を毎作業日に少なくとも１回行わなかったとして、令和６年１２月６日に沖縄簡易裁判所より同社と同社社員１名が労働安全衛生法違反で略式命令（いずれも罰金２０万円）を受け、その刑が確定している。
このことが、建設業法第２８条第１項第３号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
（新潟県）新潟県政記者クラブ 新県政記者クラブ （富山県）富山県政記者クラブ （石川県）石川県政記者クラブ	国土交通省 北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官　小林　（内線6119） 計画・建設産業課　課長補佐　駒形　（内線6142） 電話 025-370-6571　FAX 025-280-8746